

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第43号）の施行期日は、平成29年9月21日とする。

（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）